

市内で国際交流活動をされている団体の方へ

山口市国際化推進事業 補助金のご案内

申請期間：令和8年4月1日～5月29日

※期限後も随時受付しますが、予算上限に到達した時点で受付を終了します。また、事業開始2か月前までの申請が必要です。

【補助対象者】

市内に事務所または活動基盤を有し、かつ規約等を定めて組織されている非営利団体

【対象経費】

講師謝礼、消耗品、通信運搬費、会場使用料、広告料など事業に直接かかる経費

【対象事業及び補助額】

(下表のとおり)

【補助金の流れ】

- ①申請（5/29〆切）
- ②審査会（6月中旬）
- ③交付決定（採否決定）
- ④活動実施
- ⑤実績
- ⑥額の確定
- ⑦請求・支払

詳しくはホームページ
をご覧ください！



事業区分	対象事業	対象国	限度額	備考
市内国際交流促進事業	①姉妹友好都市等との相互理解、友好親善の推進を目的に市内で行われる活動で、市民が幅広く参加できる国際交流事業	姉妹友好都市等	補助対象経費の2分の1以内で1事業につき50万円を限度とする	
	②市内で開催され、多くの市民が参加し、国際理解を促進することのできる国際交流事業	特定なし	補助対象経費の2分の1以内で1事業につき10万円を限度とする	

事業区分	対象事業	対象国	限度額	備考
多文化共生促進事業	市内で開催され、多くの市民が参加し、多文化共生を促進することのできる国際交流事業	特定なし	補助対象経費の2分の1以内で1事業につき10万円を限度とする	

事業区分	対象事業	対象国	限度額	備考
海外派遣・受入事業	①姉妹友好都市をはじめとする海外都市との相互理解、友好親善の推進を目的とし、海外への派遣・受入を伴う活動で、市民が幅広く参加できる国際交流事業	姉妹友好都市等	補助対象経費の2分の1以内で一人当たりの限度額を2万円とし、20万円を限度とする	
		特定なし	補助対象経費の2分の1以内で一人当たりの限度額を1万円とし、10万円を限度とする	
	②高校生以下の青少年を海外に派遣・受入し、文化・スポーツ交流などを通じて国際理解を促進し、グローバル社会で活躍するひとづくりに寄与する事業	姉妹友好都市等	補助対象経費の2分の1以内で一人当たりの限度額を5万円とし、50万円を限度とする	・青少年とは小学5年生以上高校生以下の者
		特定なし	補助対象経費の2分の1以内で一人当たりの限度額を3万円とし、30万円を限度とする	・引率者（通訳含む）は、青少年総数の1/3（端数切捨て）以内の人数分を対象経費に含める。